



® 平成 29 年 4 月 19 日 (水)

No. 14428 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆続・企業秘密の保護に関する裁判例の

動向と課題(上).....(1)

☆特許庁人事異動.....(7)

続・企業秘密の保護に関する 裁判例の動向と課題(上)

弁護士・新潟大学法学部

准教授 田中 良弘

はじめに

本稿は、本紙平成28年12月7・8日号(No.14341-14342)に掲載された「企業秘密の保護に関する裁判例の動向と課題(上)(下)」(以下「前稿」という)の続編である。前稿においては、営業秘密(不正競争防止法2条6項)を中心に、企業秘密¹の保護に

関する刑事裁判例および民事裁判例の動向について整理・分析を行った上で、企業秘密に関する情報公開法の規定について言及した。後述するように、情報公開法は、行政機関に提出された企業情報について原則として開示を義務付けており、企業秘密を含む企業情報が同法に基づいて開示される可能性も否定できない。そのため、同法は、企業秘密の保護に関しても重要な意義を有しているということができ

化学・医薬・バイオの特許調査

化学情報協会 知財情報センター



0120-921-997

[電話受付 平日 9:00 ~ 17:30]

JAICI
化学情報協会



SHIPS

E-mail: ships@jaici.or.jp

URL: <http://www.jaici.or.jp/SHIPS/>

※ HP から調査見積依頼書をダウンロードできます

特許調査 SHIPS



製薬・化学系企業様からのリピート率 80%超*

*2013/10~2016/10の3年間に製薬・化学系企業様からご依頼いただいた特許調査件数のうち、リピーターのお客様からのご発注件数割合

よう²。しかしながら、前稿において指摘したように、企業秘密の保護に関する裁判例は、従来、刑事裁判例および民事裁判例を中心に整理されることが多く、情報公開訴訟に関する裁判例（行政事件裁判例）が分析の対象とされることは少なかった³。そこで、本稿においては、1. 情報公開法を中心にわが国の情報公開制度の概要について説明した上で、2. 情報公開制度に基づく企業情報の開示請求に関する裁判例の動向について整理し、さらに、3. 企業情報の開示決定を不服として企業側がその取消し等を求める訴訟において請求が認容された裁判例について紹介し、最後に、4. 情報公開制度において企業秘密を保護するための手段について若干の検討を行うこととしたい。

1 企業情報に関する情報公開制度の概要

(1) 情報公開制度の根拠法

わが国における情報公開制度は、主として、
①行政機関情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）、
②独立行政法人等情報公開法（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律）
および
③各地方公共団体において制定する情報公開条例から成り、いずれも、国民（住民）主権の理念や行政機関の説明責任を根拠として、行政機関等の保有する情報の開示手続について規定している。

ちなみに、③地方公共団体が制定する情報公開条例の中には「知る権利」の保障を目的に掲げるものも存在するが、現在のところ、
①行政機関情報公開法および
②独立行政法人等情報公開法は、「知る権利」を明文で掲げることはしていない⁴。このように、③地方公共団体の制定する情報公開条例の中には、
①行政機関情報公開法や
②独立行政法人等情報公開法の規定とは異なる規定を有するものも存在するものの、情報公開制度における企業秘密の保護について検討することを主目的とする本稿においては、個々の法律および条例の差異に着目することはせず、特に断りのない限り、
①行政機関情報公開法の規定について取り上げることとする（以

下、本稿において、行政機関情報公開法を単に「法」という）。

(2) 開示請求権者と開示請求の対象

法3条は、「何人も、…行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる」として、開示請求権について定めている。「何人も」と規定されるように、法人や外国人についても開示請求権が認められ、かつ、開示を求める者が当該行政文書に利害関係を有していなくても開示請求が可能である⁵。

開示請求の対象は、「行政機関の保有する行政文書」であるが、行政機関情報公開法という「行政機関」は国の行政機関をいい（法2条1項各号参照）、独立行政法人や地方公共団体の保有する行政文書については、独立行政法人等情報公開法や情報公開条例によって規律される。そして、開示請求の対象となる「行政文書」とは、
①行政機関の職員が職務上作成し、または取得した文書等（電磁的記録を含む）であって、かつ、
②行政機関の職員が組織的に用いるものとして当該行政機関が保有しているもの、をいう（同条2項。ただし、同項各号に掲げるものは除かれる）。このように、「組織的に用いるもの」だけが「行政文書」に該当するため、職員がもっぱら個人的に作成したメモ等は、開示請求の対象とはならない。

次に、法5条は、「行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、行政機関の長に行政文書を開示する義務を課している。また、不開示情報が記録されている場合であっても、当該行政文書全体が不開示となるわけではなく、原則として、当該不開示情報が記載された部分を除いた部分が義務的に開示される（法6条）。

(3) 企業秘密と情報公開制度

企業情報については、財務関係書類をはじめとする様々な書類が行政機関への提出を義務